

印刷会社 のための 知的財産

連載
第14回

裁判例紹介

事件名： ウォール・ストリート・ ジャーナル事件

英字新聞の和訳・要約を原文とほぼ同じ割付順序で配列した文書を作成・頒布する行為が著作権法違反にあたるとして、文書の作成・頒布の差止が認められた事件

・平成5(ネ)3528号 著作権仮処分申立事件
・東京高裁 平成6年10月27日判決
(第一審 東京地裁平成3(モ)6310 平成5年08月30日判決)

◆実務上のポイント

新聞等の情報伝達を目的とした文書であっても、多くの場合、紙面構成や個々の記事等に創作性が認められ、著作権法によって保護されます。そのため、無断で複製や翻案等を行うと、他人の著作権の侵害にあたる可能性があります。この点について意識をもったうえで、これら報道のための著作物を適切に利用するようにしましょう。

◆本件を取り上げた理由・趣旨

本件は、新聞の紙面構成は、素材となる情報の選択と配列に創作性が認められ編集著作物にあたりとされた事件です。新聞は、情報伝達を旨としているために、「著作物」として意識しにくい面があるかもしれませんが、利用の仕方によっては著作権侵害になり、トラブルを引き起こす可能性があります。この事件の紹介を端緒として、新聞の紙面構成や個々の記事の法的保護や適切な利用について確認してみたいと思います。

◆事件の概要

Xは、米国ニューヨーク州に本社をもち、THE

WALL STREET JOURNAL（以下「X新聞」）をはじめとする新聞や雑誌等を発行している新聞社です。X新聞は1889年の創刊以来、経済記事を中心として一定の編集方針のもとに構成されています。Y（個人）は、Xに無断で、X新聞のほぼ全ての記事について、その一部（短い記事の場合は全部）の日本語訳、または日本語の要約を作成し、それをX新聞の紙面とほとんど一致する割付順序で配列した文書（以下「Y文書」）を会員に対して郵便またはファクシミリで送付する有料のサービスを行っていました。

XはYに対し、再三このサービスの中止を要請していましたが、Yは記事の原文コピーサービスおよび全訳サービスを中止したものの、日本語要約サービスは継続して行っていました。このため、Xは、編集著作権の侵害を理由に、Y文書の作成・頒布の差止の仮処分申請を行ない、認容されました。Yはこれに異議を申し立て、訴えを起しましたが、原審・控訴審ともにXの要求が認められました。

原審・東京地裁判決／抗告審・東京高裁判決

裁判では、原審、抗告審ともにXの主張通りY文書の作成・頒布の差止が認められました。

(1) X新聞は編集著作物にあたるか

著作権法第12条によれば、編集著作物とは「編

集物」で「その素材の選択又は配列によって創作性を有するもの」と規定されています。

東京高裁は、「新聞の編集著作物性は、一定の編集方針に基づいて報道する価値のあるものを選択し、その重要性に応じて配列するという新聞における選択・配列の創作性にある」としたうえで、X新聞は「世界中で生起するさまざまな出来事（素材）の中から、経済ニュースを中心に、報道する価値を認め得るものが選択され、更にその内容及び重要度の分析に基づき」速報性や素材の内容などの観点から「カテゴリーに分類され、その分類に従って、紙面に割り付けられるものである」ことから、X新聞が編集著作物であると認めました。

（2）Y文書はX新聞の著作権を侵害しているか

東京高裁は、編集著作物の翻案が成立するか否かは、①Y文書がX新聞に依拠して作成されたものであるか否か（依拠性）、②その内容において、当該記事の核心的事項であるX新聞が伝達すべき価値のあるものとして選択し、当該記事に具体化された客観的な出来事に関する表現と共通しているか否か（内容における表現の類似性）、③配列において同一または類似しているか否か（配列における類似性）などを考慮して判断すべきとしました。

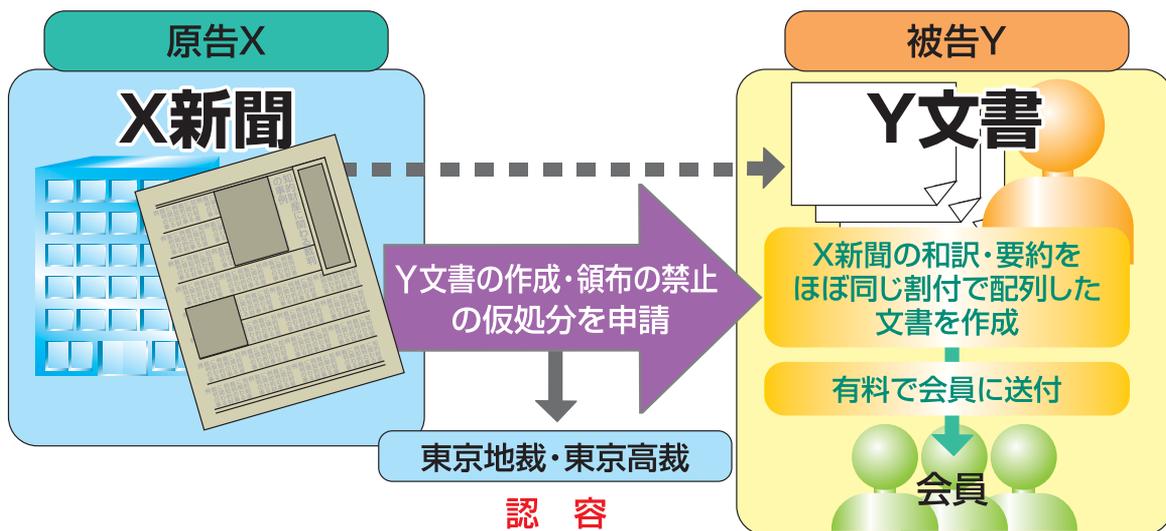
また、内容の選択の点では、「新聞の編集著作権に対する翻案権の侵害が成立するためには、対象となる文書が、当該新聞に依拠して、そこで取り上げ

られ、記事に具現化されている情報の核心的事項である客観的な出来事の表現と共通な表現や詳細な内容が相当程度において一致していることまでは必要ないものと解するのが相当」であり、配列の点では、「対象となる文書が、当該新聞における特徴的な配列と一致又は類似していれば翻案関係にあるものというべき」とし、個々の記事の表現が厳密に一致していなくても、記事の配列に同一性があれば編集著作権侵害が成立するとの判断を下しました。

これらの前提のもと、Xの許可を得ないまま、X新聞に依拠して作成され、ほぼ全記事の要約をX新聞と同じ割付順序で配列したY文書は、編集著作物であるX新聞の翻案権を侵害しているものといえるとし、Y文書の差止を認めました。

◆解説

今回取り上げたウォール・ストリート・ジャーナル事件では、新聞全体を編集著作物として捉えたうえで、著作権侵害の有無が問われました。言い換えれば、この事件では、新聞の紙面構成に著作権があるか否かが争点となり、個々の記事の翻訳や要約が著作権違反にあたるか否かについては検討されていません。そこで、まずは編集著作物について概観したうえで、個々の新聞記事のコピーを利用する場合や記事の要約を作成する場合、またニュース記事の



見出しを利用する場合に起こり得る問題に視点を移し、関連する裁判例を含めて簡単に紹介したいと思います。

(1) 編集著作物の保護

編集著作権は、雑誌や百科事典、新聞などの編集物において、素材の選択や紙面構成、情報の具体的配列方法などに認められる権利です。このとき、素材自体が著作物であるかどうかは問われません。JFPI REPORT2004年10月号(No.109)にて紹介した「会社案内企画流用事件」は、会社案内の紙面構成に編集著作物性が認められ、類似する特徴を備えた会社案内の出版・配布が差止められた事件です。

ただし、これは個々具体的な編集物ごとに認められる権利であり、編集物の配置方針や分類などの定型な編集体系自体は、アイデアにすぎないとして編集著作権の保護の対象とはなりません（「ケイコトマナブ事件」JFPI REPORT2005年7月号(No.112)）。

とはいえ、制作者の創意工夫から生まれたアイデアを無断で流用する行為は、民法の不法行為によって罰せられる可能性もあり、全く自由に使用できるというわけではありませんので、注意が必要です。

(2) 新聞記事のコピー

単なる事実の伝達（人事往来や死亡記事など）を除き、一般的に新聞記事には著作権が認められることが多く、無断で複製等を行うと著作権侵害にあたる可能性があります。私的使用のための複製は差し支えありませんが、企業において新聞記事を複製して利用する際には、販促ツールやプレゼン資料、新聞記事を転載した印刷物の制作などお客様向けの業務での利用はもちろん、情報共有資料としての社内利用であっても、各新聞社の許諾を得なければなりません。

なお、新聞・雑誌・書籍等のコピーに関する権利を集中処理する機関としては、(社)日本複写権センター（<http://www.jrrc.or.jp/>、電話03-3401-2382）があります。同機関には、一般紙を発行している新聞社の多くが加盟しており、各社ごとに許諾を得ることなく一括して複写に関する権利を処理することができます。ただし、有力な経済紙などはこの機関に権利処理委託をしておらず、複製利用について個別に契約を締結しなければなりません。

(3) 新聞記事の要約

新聞記事の要約に関する裁判例として、日本経済新聞に掲載された記事を要約し、英語に翻訳した文章を配信した行為に対し、著作権侵害による差止と損害賠償が認められた事件があります（「日経新聞要約翻案事件」東京地裁平成6年2月18日判決）。

この事件において、新聞記事の著作物性の根拠については、「客観的な事実を素材とする新聞記事であっても、収集した素材の中からの記事に盛り込む事項の選択と、その配列、組み立て、その文章表現の技法は多様な選択、構成、表現が可能であり、新聞記事の著作者は、収集した素材の中から、一定の観点と判断基準に基づいて、記事に盛り込む事項を選択し、構成、表現する」のであり、「そこには著作者の賞賛、好意、批判、断罪、情報価値等に対する評価等の思想、感情が表現されている」とみべきであるとされています。

しかしながら、個々の記事が著作物であることや、記事の丸写しが著作権侵害にあたることまでは誰も納得のできるどころであっても、記事の要約が必ず著作物の翻案とみなされ著作権侵害となるか否かについては、専門家の間でも議論の分かれるところです。本判決のような厳格な解釈の元では、例えば新聞から得た情報から事実のみを抜き出し、さらに伝達しようとした場合、事実を客観的に記述するときの自由度がそれほど高くないときには、情報源の著作権を侵害しないで伝達することが極めて難しくなります。そうすると、事実自体の独占利用を認めることにもなりかねないといった観点から、この判決には批判も多くあります（荒竹純一『ビジネス著作権法』など）。

実務上、ニュースの要約を作成する場合には、情報源から事実を抽出するように努める、他の情報源を比較参照する、情報源に依拠しない新しい文章表現を工夫するなどの配慮が必要となります。

(4) ニュース記事見出しの無断配信

ニュース報道の記事見出しを無断配信する行為に対して、報道機関から差止および損害賠償が請求された事件もあります（「ヨミウリオンライン見出し事件」東京高裁平成17年10月6日判決）。

この事件では、記事見出しに著作物性が認められるか否かについては個別具体的に検討しなければならないとされながら、検討の結果、本件に関して

は著作権は認められませんでした。にもかかわらず、記事見出しを無断配信する行為については、「無断で、営利の目的をもって、かつ、反復継続して」、しかも「情報の鮮度が高い時期に」「デッドコピーないし実質的にデッドコピーして」配信しているもので、配信業者の業態が「見出しに関する業務と競合する面があることも否定できない」とし、「控訴人の法的保護に値する利益を違法に侵害したものと見て、不法行為を構成する」と判断され、民法の不法行為に基づく損害賠償請求が認められており、

注意が必要です。

同じ言語の著作物であっても、小説や詩などと異なり、情報伝達を目的とする新聞等については、著作物の条件である「創作」という概念と結びつけて考えにくい面があるかもしれません。しかしながら、新聞紙面の構成や個々の報道記事は一般的に著作物として認められ、法的に保護されています。われわれ印刷会社はこの点に十分に留意し、適切な利用をするよう心がけたいものです。

ポスター展のご案内

このたび姫路市立美術館、印刷博物館では、明治末から昭和戦前期までの日本のポスターを概観する展覧会を開催します。本展覧会は、わが国で制作されたポスター及び貴重なポスター原画等約160点を関連資料と共に紹介し、当時のポスターの実態について見つめ直すことを目的とします。また、本展覧会には財団法人印刷図書館所蔵「蜂印香鼠葡萄ポスター」（1920年頃制作）、「伊勢崎銘仙ポスター」（1933年制作）の2点を貸出いたします。

《主催者名および会名・会期》

◆ 姫路市立美術館：「大正レトロ昭和モダンポスター展～印刷と広告の文化史」

2007年2月10日（土）～3月25日（日）
お問合せ先：TEL（079）222-2288（代）
<http://www.city.himeji.hyogo.jp/art/>

◆ 印刷博物館：「美人のつくり方～石版から始まる広告ポスター」

2007年4月7日（土）～6月3日（日）
お問合せ先：TEL（03）5840-2300（代）
<http://www.printing-museum.org/>

*本展覧会は諸般の事情により名称を異にしておりますが、同一の展示内容となっております。
*休館日、入館日、会期中の関連イベントについては各館へお問合せください。

姫路市立美術館 特別企画展 「大正レトロ昭和モダンポスター展 ～印刷と広告の文化史～」

姫路市立美術館では特別企画展「大正レトロ昭和モダンポスター展～印刷と広告の文化史～」を開催いたします。現在、ポスターは広く芸術の一種として認められていますが、ポスターが何らかの事物を広く知らせるために制作されるものであり、かつその制作に印刷術が用いられていることを考慮するならば、従来の「ポスター＝芸術作品」という見方だけで、ポスターの本質を十分理解することは難しいと思われます。特に、わが国のように外国製の多色石版による色鮮やかなポスターの物理的な流入と、広告という新しい概念の普及、そしてそれを支える印刷の技術革新が同時期に起こった国では、ポスターの実態把握を行うためには、より複眼的な視点や多角的アプローチが必要となるでしょう。

このため、本展ではポスターに芸術的な価値があることを前提にしつつも会場を大きく2部門に分けています。まず、第1部の「印刷物としてのポスター」では、これまで顧みられることの少なかったポスターの制作方法や、その制作に用いられた「印刷」という技術の変遷、および印刷会社の役割に光を当てながら作品を紹介しています。そして、第2部の「広告物としてのポスター」では、第1部で解説した技術的な事項を押さえながらも、ポスターがあくまでも「広告」としての目的を果たすべく制作されたものであり、そのためにさまざまな工夫が施されていたことを理解できるように作品を展示しています。

本展では、明治末から昭和戦前期にかけてわが国で制作されたポスター及びポスター用原画約160点が展示されています。これらを通して当時の国内に「ポスター文化」と呼ぶにふさわしいものが存在したこと、そしてポスターが文字通り英知の結晶であることを多くの方々にも実感して頂けましたら幸いです。（姫路市立美術館 学芸員 田島奈都子）

